

菊川市創業支援事業費補助金 応募の手引き  
(令和6年度二次公募)

1 制度の趣旨

この補助金は、創業の裾野を広げ、新しい価値やサービス、雇用の創出を促すことで、地域経済を活性化させることを目的としています。創業に要する費用の一部を補助し、市内で創業する人を支援する制度です。

2 対象事業

市内に事業所等を設け、新たに起こす事業（創業）

(注) 既に事業を行っている個人又は法人が、新たに開始する又は拡大する事業は対象外です。

3 補助対象者

市内において創業を予定している、又は創業の日から2年を経過していないものであって、以下のいずれにも該当する人（法人を含む）

(1) 菊川市創業支援等事業計画に基づいて実施する創業に必要な知識習得のための支援（特定創業支援等事業による支援：4回以上かつ1か月以上）を受けている。

【参考】菊川市の特定創業支援等事業の一覧

事業名	支援機関	連絡先
経営相談会	菊川市産業支援センター	0537-35-0930
創業支援セミナー (EnGAWAビジネススクール)		
創業相談窓口	菊川市商工会	0537-36-2241
創業塾		
就農相談窓口	遠州夢咲農業協同組合	0537-73-5550
創業スクール	浜松いわた信用金庫	053-450-7130
創業に係る個別相談 ※平時の融資面談ではありません	市内金融機関	-

(2) 事業拠点が菊川市（主たる事業所等を市内に有する、移動販売を行う場合は市内に住所を有する）である。

(3) 申請日から3年以上継続して、市内で事業を行う意思がある。

(4) 創業を行う事業が関係法令又は公序良俗に反することなく、地域社会に寄与することとなるものである。

(5) 暴力団等の反社会的勢力でないこと、又は反社会的勢力との関係を有しない。また、反社会的勢力から出資等の資金提供を受けていない。

(6) 市税に滞納がない。

(注) フランチャイズチェーンの加盟店として事業を営む場合は対象外です。

#### 4 募集期間

令和6年12月2日（月）～令和6年12月25日（水）午後5時 必着

※土日、祝日を除く、午前8時15分から午後5時まで

#### 5 補助対象経費

創業に係る経費のうち、法人設立等に係る申請書類作成費、事業所等借入費、設備費、キャッシュレス決済導入費

(注) 国、県、その他支援機関から補助を受けているものは対象外です。

#### 6 補助率

2分の1以内（上限額50万円）

(注) 同一事業者に対する補助金の交付は1回限りです。

#### 7 交付の要件

- (1) 創業を予定しているものにあたっては、令和7年3月14日（金）までに「個人事業の開業等届出書」又は「法人設立届出書」を税務署に提出すること
- (2) 許認可等を必要とする業種の創業にあたっては、令和7年3月14日（金）までに当該許認可等を受けること
- (3) 交付決定を受けた補助事業の内容を変更しようとする場合は、事前に承認を得ること
- (4) 補助事業に係る書類は、補助金の交付を受けた年度の終了後5年間保存すること
- (5) 補助金の事業成果を検証するため、補助金の交付を受けた年度の終了後3年間は市へ決算関係書類を提出すること

#### 8 事業採択

交付の決定にあたっては、実現性、成長性、資金調達の見込みを含む継続性等を総合的に勘案します。

(注) 採択審査結果の内容についての問合せには応じられません。

#### 9 補助金交付までの流れ

##### (1) 申請手続き

補助金の申請にあたっては、あらかじめ支援機関に相談をすることで、必要なサポートを受けることができます。申請書類の準備が整いましたら、作成した書類一式を産業支援センターへ提出します。

##### (2) 採択審査

外部有識者を含む委員会で審査を行います。審査の結果、補助金の交付が決定すると「交付決定通知書」が送付されます。

(3) 事業実施

4月1日から翌年3月15日までに行ったものが対象です。外部環境の変化等によりやむを得ず当初の計画を変更しようとする場合は、あらかじめ所定の変更承認申請書を提出し、市の承認を得なければなりません。

(4) 実績報告

事業の終了後10日以内に、支出した経費の根拠資料等を添えて、市へ実績報告書を提出します。市は、実績報告書に基づき審査を行い、適正に補助事業が行われたことが確認できると「交付確定通知書」を送付します。

(5) 補助金の請求

交付確定書を受領してから10日以内に市へ「請求書」を提出します。後日、指定口座へ補助金が振り込まれます。

10 補助対象経費の詳細

補助対象経費は、補助事業実施のために必要となる経費のうち、以下の3点すべてを満たしている必要があります。

- (1) 使用目的が、当該事業の遂行に必要なものと明確に特定できること
- (2) 令和6年4月1日（月）以降に発注・契約したもので、令和7年3月15日（土）までに支払いを完了していること
- (3) 書類等によって内容及び金額等が確認できること

区分	経費内容	【参考】補助対象経費の例
法人設立等に係る申請書類作成費	補助事業の実施に当たり必要となる行政手続き費用	●法人設立に係る登記や許認可等の事務代行料
事業所等借入費	補助事業の実施に当たり必要となる事業所等を賃借する費用（最大6か月分）	●店舗物件の家賃と共益費 ●事業所に併設する駐車場の賃料
事業所等設備費	補助事業の実施に当たり不可欠な設備の購入費	●店舗・事務所の開設に伴う外装工事費、内装工事費 ●電話、インターネット回線開通工事 ●事業実施のために必要なシステム導入（サーバ環境整備、データベース構築等）に係る費用
キャッシュレス決済導入費	補助事業の実施に当たり必要となるキャッシュレス決済の導入費用	●キャッシュレス決済端末の購入費 ●キャッシュレス決済と連携可能な会計ソフトの購入費

(注1) 補助対象金額が確認できるように、申請に当たっては見積書を添付すること

(注2) 経費の使用に際しては、経済性や効率性を考慮した調達を行うこと

(注3) 住居兼店舗・事務所については、間仕切り等により物理的に住居等他の用途に供される部分とを明確に区別すること

(注4) 対象外となるもの

- ・ 国や地方公共団体へ納めるべき費用（登録免許税、定款認証料、収入印紙代、購入商品の消費税、各種証明書の発行手数料等）
- ・ 振込手数料及び送料
- ・ 不動産の購入費
- ・ 車両やパソコン等、汎用性が高いもの
- ・ 事務用品などの消耗品
- ・ 中古品の購入費
- ・ 家庭用及び一般事務用のソフトウェア購入費、ライセンス費用、保守料
- ・ 申請者の3親等以内の親族及び親族が経営する法人等に支払う費用
- ・ 事業所等の賃貸契約に係る敷金・礼金・保証金等
- ・ 火災保険料、地震保険料など各種保険料

## 11 その他

- (1) 事前相談を受け付けております。補助金活用をご検討の際は、まずは産業支援センターへご連絡ください。
- (2) 採択された補助事業については、その取り組み内容をホームページや事例集等により公表することがありますのでご注意ください。
- (3) 補助金の交付後3年間は、事業成果の確認のため、決算資料等を市へ提出していただきます。

## 12 問合せ先

菊川市役所 産業支援センター 産業支援センター係

(菊川市堀之内1446番地 1階)

受付時間：午前8時15分～午後5時

連絡先：0537-35-0930

メール：[sangyou@city.kikugawa.shizuoka.jp](mailto:sangyou@city.kikugawa.shizuoka.jp)